

えひめ自主防災アワード要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地域防災力の向上を図るため、防災・減災に関する自主防災組織等の優れた取組等について顕彰することを目的とする。

(授与)

第2条 知事は、次に掲げる要件に該当する者に対し、えひめ自主防災アワード（以下「知事賞」という。）を授与することがある。

- (1) 県内に存在する個人又は自主防災組織その他の団体であること。
- (2) 防災・減災に関し、次のいずれかに該当する取組等を行った個人又は団体であること。
 - ア 防災思想・防災知識の普及について、他の模範となる取組
 - イ 自主防災組織の活性化について、他の模範となる取組
 - ウ 市町が行う防災に関するポスター等のコンクールの受賞作品のうち、特に優れていると知事が認めたものの作品

2 知事賞は、賞状及び副賞とする。

(顕彰の時期)

第3条 知事賞は、毎年えひめ防災週間（愛媛県防災対策基本条例（平成18年愛媛県条例第57号）第49条に規定するえひめ防災週間をいう。）に授与するものとする。

(選考及び決定)

第4条 知事賞を受ける個人又は団体は、別に定める選考委員会において選考されたもののうちから、知事が決定する。

(雑則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、知事賞の授与に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年5月22日から施行する。

えひめ自主防災アワード実施要領

第1 表彰者 知事

第2 被表彰者

1 団体

自主防災組織、自主防災会、自治会その他の防災活動を行う団体（企業を含む。）

2 個人

要綱第2条第1項第2号ウに該当する場合における当該作品の作成者

第3 表彰の種類及び条件

1 表彰は、次のとおり区分し、表彰状及び副賞を授与する。

(1) 優良活動賞（要綱第2条第1項第2号ア）

(2) 組織活性化賞（要綱第2条第1項第2号イ）

(3) 防災啓発賞（要綱第2条第1項第2号ウ）

2 表彰を受ける取組又は作品（以下「取組等」という。）は、次に掲げるものの1以上に該当し、かつ、他の模範とするに足りるものでなければならない。

(1) 防災思想・防災知識の普及に顕著な功績がある取組等

(2) 自主防災組織等の活性化に顕著な功績がある取組等

(3) 前2号の功績に関し、特に防災士の功労が認められる取組等

(4) 災害の拡大を未然に防止するなど、特に高い効果が認められる取組等

(5) 防災意識の向上に特に寄与すると認められる取組等

3 受賞者の数については、各区分3者までとする。ただし、予算の範囲内で増やすことを妨げない。

第4 表彰の応募手続

1 応募方法

(1) 候補者

候補者調書（様式第2号）に必要事項を記入の上、所在地の市町へ提出すること。

(2) 市町

市町は、候補者からの応募書類を取りまとめ、2部を管轄地方局を経由して知事に提出すること。

2 応募書類

(1) 応募書（様式第1号）

(2) 候補者調書（様式第2号）

(3) その他候補者の取組等について参考となる資料

第5 選考委員会

1 候補者の審査を行うため、えひめ自主防災アワード選考委員会（以下「選考委員会」という。）を開催する。

2 選考委員会の会長及び審査員は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる職にある者をもって充てる。

区分	職
会長	防災安全統括部長
審査員	県民環境部防災局長
	県民環境防災局危機管理監
	県民環境部防災局防災危機管理課長

3 前項に定めるもののほか、防災に関し学識を有する者として、次に掲げる者のうちから会長が適当と認める者を審査員に指名する。

(1) 国立大学法人愛媛大学防災情報研究センター教員

(2) メディア関係者

(3) 防災士・自主防災組織関係者

第6 表彰の実施

表彰は、えひめ自主防災フォーラムの際に行うものとする。

第7 その他

優良活動賞及び組織活性化賞を受賞した取組は、消防庁が実施する防災まちづくり大賞に県から推薦するものとする。